

令和7年度東京都多重債務問題対策協議会

生活再建部会

議事録

令和8年2月17日（火）

Web会議システム（Teams）によるオンライン開催

午前10時00分開会

○小林委員 皆様、お世話になっております。地域福祉課長の小林でございます。

本日はお忙しい中、「東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」に御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料について確認させていただきます。資料はメールでお送りしておりますので、データを御確認いただければと思います。

まず次第、それから委員名簿。

資料1 「多重債務者生活再生事業の実施状況について」。

資料2-1 「生活困窮者自立支援法の概要」。

資料2-2 「東京都生活再生相談窓口による区市等への支援について」。

資料3 「若年層からの多重債務相談について」。

資料4 「令和7年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」。

参考資料「東京都生活再生相談窓口 リーフレット」。

以上となっております。

資料につきましては、会議の進行に合わせて、画面共有もさせていただきます。

それから、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、カメラは常時オン、マイクは発言時以外はミュートの状態で、御発言の際にはお名前を名のっていただきまして御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから「令和7年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

初めに、当部会の部会長であります東京都福祉局生活福祉部長の新内より御挨拶を申し上げます。

○新内部会長 皆さん、おはようございます。東京都福祉局生活福祉部長の新内と申します。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日頃から東京都の福祉施策に御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この生活再建部会につきましては、各相談窓口ですとか関係機関との連携を深めて、多重債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかを協議する場として、平成19年度から協議会の下に設置しているものとなっております。

本日最初の議題であります多重債務者生活再生事業につきましては、相談と貸付けをセ

ットにしまして、多重債務者の生活の再生を支援することを目的に開始した事業でございます。

この事業の相談につきましては、最近では物価高騰なども都民の生活に大きな影響を与えておりまして、令和6年度の相談件数は、令和5年度に引き続いて過去最多を更新して1,200件を超えているという状況です。コロナ期以降、20代の若い方の新規相談の割合が高止まりの状態が続いております。

窓口での御相談の内容は、経済的な問題が中心となっておりますが、依存症などの精神的な問題などを抱えていらっしゃる方も多く見受けられます。このような状況から、債務の整理などに加えまして、心の問題など様々な問題が複合的に絡んだ相談に効果的に支援を行うことが求められておりまして、関係機関の皆様との連携を一層強化していくことが必要であると考えております。

また、各区市で実施されております家計改善支援事業は、生活に困窮される方の家計を自身で把握していただき、改善に取り組む力を育てる事業でございます。東京都も、その支援のノウハウの共有などをして、区や市での取組が一層充実するよう支援してまいりたいと考えております。

本日、多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な場でもありますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いしまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員 続きまして、前回会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられました方を御紹介いたします。

日本司法支援センター東京地方事務所の生田委員でございます。

続きまして、東京都民生児童委員連合会の山岸委員でございます。

それから、瑞穂町の青木委員でございます。

また、東京都の人事異動により都側の委員の変更もございますが、紹介はお配りしております委員名簿に代えさせていただきます。

続きまして、本日の出席状況でございますが、第二東京弁護士会の笹森委員より、御欠席の連絡をいただいております。

また、東京都側の西川委員、上野委員につきましては、御欠席の連絡をいただいております。

それでは、これからの進行を新内部会長にお願いいたします。

○新内部会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、意見交換まで5件となっております。意見交換の際には、お時間に余裕があった場合には、委員の皆様より御所属の取組状況について御報告いただく予定ですので、御協力をお願いいたします。

初めに、議題1の「多重債務者生活再生事業の実施状況について」、次に、議題2の「生活困窮者自立支援制度との連携について」を小林委員から、それに続きまして、議題3の「最近の多重債務相談における課題と取組について」を一般社団法人生活サポート基金の清原オブザーバーから御報告いただきたいと思います。

では、小林委員、よろしく申し上げます。

○小林委員 よろしく申し上げます。

それでは、多重債務者生活再生事業の実施状況を御説明いたします。

初めに、画面に映っております参考資料を御覧ください。多重債務者生活再生事業の概要を説明させていただきます。資料の右下の「ご相談から返済までの流れ」というフロー図を御確認ください。

本事業は、生活再生への意欲があるにもかかわらず多重債務で生活困難な状況にある方から、御本人が直接または区市等の関係機関からの紹介により、東京都生活再生相談窓口において相談をお受けするものでございます。

相談窓口におきましては、生活相談や家計診断を実施し、必要に応じて弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡しをするとともに、資金の貸付けを行うことにより多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援いたします。

続きまして、資料1で実施状況を御説明いたします。

まず「1 事業実績」ですが、一番上の横長の表を御覧ください。生活サポート基金に寄せられる新規相談件数の推移を見ますと、平成28年度からほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて相談が増加し、それまでで最大の1,066件の相談がありました。

令和2年度は、引き続きコロナ禍ではございますが、807件に減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対して、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金などの支援が拡充されたことなどが要因として考えられます。

これらの支援が終了した令和4年度から、新規相談件数が増加に転じており、令和6年度は1,274件となり、令和5年度に引き続き、過去最多を更新しております。令和7

年12月末時点での集計では、前年同期比1.2%の減となっており、引き続き高い水準にあると考えています。

また、資金の貸付実績につきましては、その下の2行目を御覧ください。貸付件数で見ますと、令和4年度以降は減少傾向で、令和7年度は12月末時点で7件となっており、徐々に金額ともに、コロナ禍以前の水準に戻ってきていると考えております。

次に、令和7年度について、12月末までの相談の内訳を御説明いたします。まず①、相談窓口に至るアクセス経路では、区市町村からの紹介が最も多く、41%。次いで、ホームページの検索などが24%。それから、社会福祉協議会からの相談が令和7年度は15%となり、近年その占める割合が増加傾向となっております。

②の相談内容を御覧ください。こちらは複数回答となっておりまして、例年と同じく「生活費の不足」が最も多く、54%。次に多い件数が「月々の返済額の軽減」で、49%と高い割合となっております。また、「住居や転居先の確保」が近年増加傾向にあり、29%となっております。

続いて、その下、③相談者の職業についてでございます。正規雇用が32%、非正規雇用が29%となっておりまして、令和3年度以降、久しぶりに正規雇用の占める割合が非正規雇用の占める割合よりも高くなっております。

続きまして、次のページ、④相談者が抱えている債務残高でございます。債務なしは、令和3年度の8%以降は減少が続いておりまして、令和7年度は4%となっております。一方、債務残高が500万円を超える相談者が増加しておりまして、全体の30%を占めております。特に1,000万円を超える相談者の割合が増加傾向にございます。こちらには住宅ローンが主な債務である方も含まれております。

さらに、この表の一番下の行にあります一人当たりの平均債務残高ですけれども、令和7年度は737万円と増加しており、昨年度を大きく上回っている現状にございます。これは、債務残高の高い相談者の増加が要因と考えております。

続きまして、⑤相談者の年収でございます。収入がない方は、令和3年度から減少しており、令和7年度は9%でございます。また、収入はあるものの年収が300万円以下の方が例年どおり半数を超えており、依然として高い割合を占めております。

続きまして、次のページ、⑥他機関への紹介を御覧ください。こちらは1人の相談者に対し複数の機関を御紹介することがあるため、複数回答となっております。内訳として最も多い紹介先は弁護士会となっておりまして、任意整理や自己破産といった債務整理が必

要と思われる方の紹介先となります。表の一番下のその他が23%となっておりますが、こちらには精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健福祉センターに紹介するといった例も含まれております。

続きまして、次の資料、「2 令和7年度の主な取組」を御覧ください。

まず左側になりますが、①関係機関との連携についてです。(1)の関係機関の紹介・連携支援では、相談者の状況に応じて弁護士会や法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

(2)関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がないなど、生活再生相談窓口を訪れることが困難な方につきましては、相談者にとって身近な区市の窓口等を利用した出張相談や、あるいはオンライン相談を実施しております。また、自ら相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者や、うまくお話を伝えられないという相談者に対しましては、関係機関への同行支援を実施しております。

その下の(3)関係機関職員に対する研修では、債務を抱える方と接する窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。この研修の具体的な内容やアンケート結果につきましては、後ほど資料4で御説明させていただきます。

その下の(4)自立相談支援機関と連携した支援につきましても、後ほど資料2-1と2-2で御説明をいたします。

次に、この資料の右上に移っていただきまして、②事業の周知・広報でございます。周知・広報につきましては、記載のとおりですが、広報東京都や月刊福祉保健への掲載、ホームページでの御案内のほか、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務110番」や、産業労働局が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加、保健医療局による自殺対策との連携などにより、様々な機会を通じて広報活動に努めております。

続きまして、下の③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上でございます。生活再生相談窓口に寄せられる相談のうち、困難事例を共有し、今後の対応方法について検討する事例検討会を年2回開催しております。事例検討会には、東京都の精神保健福祉センターの職員にも御参加いただき、債務問題に加えて、依存症など精神的な課題を抱える方々の相談に的確に対応できるよう、困難事例を共有した上で、具体的、専門的な助言をいた

だいております。

令和7年度の取組は以上となります。

続きまして、資料2-1「生活困窮者自立支援法の概要」を説明いたします。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27年に施行されております。

この法律の実施主体は福祉事務所設置自治体でありまして、都内においては各区市が実施するほか、町村部においては都が実施主体として位置づけられております。

この法律に基づく支援の内容は、下段の事業体系を御覧ください。必須事業といたしましては、図の中で塗り潰しをしてあります①の自立相談支援事業と、右側の一番上の②住居確保給付金の支給がございます。このほか、任意事業として③の居住支援事業から⑥の子供の学習・生活支援事業、そして、⑦関係機関・他制度による支援等があり、本人の状況に応じてこれらの事業を組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、自立を促進するものとして、運営をされております。この任意事業の中で、多重債務者生活再生事業との関連が深いのが⑤の家計改善支援事業となります。

この家計改善支援事業につきましては、資料2-2を御覧ください。こちらが、家計改善支援事業の概要等を記載した資料になります。1に記載してありますとおり、家計改善支援事業につきましては、生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行うものでございます。

都の生活再生相談窓口では、この区市が実施する家計改善支援事業において質の高い支援が提供されるよう、本窓口を活用し、区市への支援を実施しております。

具体的には、多重債務や債務整理は専門的で複雑な問題になっていることが多く、区市がこれらの課題を抱える相談者の支援方法に迷った場合には、「3. 区市等への支援体制」のフロー図にありますとおり、区市からの支援依頼を受けまして、生活再生相談窓口が区市と連携して支援に当たっております。

支援の内容といたしましては、関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた道筋の提案、さらには弁護士支援や都融資などの専門的な相談を実施しております。

続きまして、区市との連携の実績につきましては、次のページ、「4 連携実績」になり

ます。この表は平成30年度からの推移をお示ししておりますが、一番下の段の「計」の行を御覧ください。区市等の窓口を経由して都の生活再生相談窓口につながった件数は、令和3年度が191件、4年度が270件と大きく増加し、令和7年12月末現在では258件となっています。令和6年度は若干減少しているものの、増加傾向は継続しておりまして、区市の窓口でも多重・過剰債務を抱えた困難なケースが増加していることがうかがえます。引き続き、区市と連携し、身近な区市の窓口で多重債務を抱えた方の相談を受けられるよう取り組んでいきたいと考えております。

資料の「5 連携事例」でございますが、本事業と区市の自立相談支援機関との連携事例を2事例おつけしております。こちらにつきましては、後ほど清原オブザーバーから御報告をいただきます。

私からの議題1、議題2に関する説明は以上でございます。

それでは、清原オブザーバー、資料3の御説明からよろしくお願いたします。

○清原オブザーバー 皆さん、おはようございます。東京都生活再生相談窓口を担当しております生活サポート基金の清原です。よろしくお願いたします。

資料3の説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、若い層からの多重債務相談が増えているということについての報告になります。

1番の表を御覧ください。新規相談者さんの年代別内訳を示したものでございます。若い層ということ、20代以下と、それから30代も含まれると思うのですが、今回は特に20代以下のところについて、特化して御説明したいと思っております。

令和2年度、ちょうどコロナ禍が始まった頃でございますが、20代以下の相談者の割合が10%でした。実はその前の年までは10%に届いたことはなく、ずっと数%の推移でしたけれども、コロナ禍以降、徐々に数値が上がってまいりまして、令和4年の16%を最高に、大体横ばいで15～16%の割合で20代以下の方が占めているという状況でございます。

今の表1につきまして、令和7年度はまだ12月までの集計となっておりますので、今後の推移によって、また少し変わる可能性はあります。

表2につきましては、4月から12月、同月比ということで、令和3年と令和7年、20代以下と50代を比べたものです。50代は、上の表を見ますと最も相談者数の割合が多い年代でございますが、その50代の割合が減少傾向にあります。20代以下の割合は、コロナ禍以降ずっと横ばいということで、高い数値で推移している状況です。

次の2の表を御覧ください。若年層は他の年代に比べて、浪費などによって借金がふくらむ例が、若年層の相談が増えるに従って多く見られているという状況でございます。左側が20代以下、右側が50代の参考値でございます。一番上の行の「遊興費・交際費」、「ギャンブル」、「物品購入」、そして、下から3行目の「悪質商法」、こちらが20代以下は非常に高い数値を示しております。上の「遊興費・交際費」につきましては、例えば友達と旅行をしたとか、好きなタレントなどの推し活、アニメなどのグッズ集め、お友達との飲み会などなどがこの中に入っております。「ギャンブル」につきましては、公営ギャンブルはもちろんのこと、違法なカジノなども入っております。

次の「物品購入」ですが、もちろん引っ越しの際の家電購入などもこちらにカウントはするのですが、若い世代で多いのは、やはり推し活のグッズ購入ですとか、買物依存と思われる行動が非常に多くなっているという状況であります。

続きまして、次のページを御覧ください。コロナ禍以降、本当に私たちの相談の現場で、目立って若い方の相談が増えている。しかも、今まではあまりなかった20代半ば以下の方ですね。こういった相談が本当に増えているということを感じ、憂慮しています。どうして若者の相談が増えてしまったのかということを考えていますが、まず1つの原因としては、消費者の環境自体が、このところコロナ禍とちょうど相まって変わってきたということがあるのではないかと思います。皆様御承知のとおり、SNSなどによって入手できる情報量が本当に膨大になりました。相談の中から見える情報としましては、美容系の情報ですね。こうすればきれいになるとか、痩せるとか、髪の毛をたくさん増やせるなどという美容系の情報。それから、出会い系、ゲーム、投資、マルチ商法や自己啓発も少なくありません。あと、アイドル系で、有名なアイドルはもちろんのこと、地下アイドルと言われているような方々の情報があるということです。

それから、ネット上で様々なことが常時できるようになったということも大きいのではないかと思います。先ほど来の推し活の問題もそうですし、ゲームはほとんどの方がオンラインゲーム。そして、とても問題だなと思っているのは、競馬、競輪、競艇などの公営ギャンブルが、ネット上で常時できるようになっているということです。相談者さんから教えてもらったのですが、競馬は馬が夜寝ないといけないのですが、競艇、競輪に関しては、早朝からミッドナイトレースまでであるということで、今まではお仕事中的、今まではお昼休みにやっていたという話をよく聞いたのですが、仕事が終わった後、夜中の11時半ぐらいまでレースをやっているのです、いつでもできるというお話を伺いました。

あと、占い系ですとか自己啓発、オンラインカジノ、これも全てネット上で様々アクセスされているようです。

あとは、期間限定や射幸性のある商品が身近にあるということです。射幸性というのと、やはりパチンコなどを思い浮かべますが、もっともっと若い方に身近なことが、様々な商品として工夫を凝らされて、提供されているということがあります。

右側の多重債務に至るケースということで、そういう情報が常に蔓延しておりますけれども、どうやって多重債務に陥っているのかということにつきましては、SNSや友人からの情報をうのみにしてしまう、信じてしまうということもあると思います。そして、場合によっては投資詐欺に遭ってしまい、大きな借金をつくるということです。投資詐欺などにつきましても、お金がないというと、1日のうちに数か所の消費者金融に申し込みにいけば借りられるというようなことを、多くの方が教えてもらっているということを経験の現場で知りました。信用情報上は総量規制というものはあっても、当日反映されるわけではないので、数日後に信用情報に反映されるので、そういう抜け道を教えてもらいながらということだと思えます。

また、借入れができるアプリですとか、後払いサービス、そして、金額が大きいものと携帯のキャリア決済などが、たとえ多重債務であっても、こちらは審査なしというものが多いので、簡単に借りられてしまうし、細々と日常の中でも借りてしまって、多重債務がさらに一層ひどくなるというケースが大変多くなっております。

先ほどの前のページの表1で、20代以下はずっと横ばいという数字を御説明しましたが、実は60代以上は今年に入って増加傾向にあります。今年の12月までで29%ということで、昨年比4ポイント上がったという状況です。実は、ネット上でのギャンブルによる多重債務の相談が、若者だけではなくて、高齢の方にも広がっているのではないかと、このことを相談員の中では話しておりまして、数字にも、もしかしたらこれが影響しているかも分かりません。若者から始まったネット上での様々な多重債務につながるようなギャンブル等が、だんだんいろいろな層に広がってきているというようなことが憂慮されます。

4番の若年層相談への対応について御説明します。若い方の御相談者さんに気をつけていることは、まずは現状をしっかりと知って、立て直しましょうという視点での声かけ、提案が若い方にはとても重要だと思っております。本当にどうしようかということで途方に暮れておりますが、立て直すことができると、多重債務は解決することができるという

う視点を相談員が持つということです。

それから、一人の大人として接して、相談者さん自らが決断して実行できるような提案を行うということになります。若い方は社会経験が少なく、知識が不足していることから、このような様々な詐欺などにも引っかかってしまう。信用してしまっ、いろいろなギャンブルなどにも深みにはまってしまうということになると思いますので、より丁寧な説明がほかの層よりも必要かなと思っております。

また、若い方について、20代の方は、まず親から予約の電話が入るとか、親と一緒に相談に来るという方もとても多くなっております。まずは親だけ来るという場合もあります。お話をいろいろ聞いていると、親との関係が悪い場合や、また、親御さんの対応にもやはりちょっと問題があるのではないかと思われる場合が多々ございます。そういう場合は、親と相談者さんとの調整や、親への助言も必要になってまいりますので、必要に応じて、都立精神保健福祉センターへ相談者の方は見つけているのですが、親もつなぐということで、親のほうは、家族教室のような場でしっかり勉強していただくということも重要だと思っております。

相談員として、次々と出現する新しいサービスに対して、情報収集と勉強がとても重要だというふうには思っております。

続きまして、先ほどの資料2-2、「5 連携事例」について御説明をさせていただきます。今回取り上げました連携事例は、2点ございます。

左側の事例①につきましては、60代の男性で、無職で年金収入のある方です。

この方は、パーキンソン病で歩行が困難なことから、自立相談支援窓口の要請で、御自宅で相談を行った方です。地域包括支援センターの相談員さんも同席されました。

1年ぐらい前に病気の悪化でお仕事を辞められましたが、その直後に骨折をしてしましまして、現在は年金と傷病手当を受給されています。傷病手当があと半年で終了してしまうと、現在抱えている借金、大体6社で270万円を任意整理して返済中でしたが、これが全く払えなくなるということが家計診断で分かりました。

したがって、この方の年金も大変少ないことから、自宅を売却して借金を清算すること。そして、一人暮らしが困難になっていることから、サービス付き高齢者向け住宅などに転居することを提案しました。

こちらの御自宅は築40年で、傷みも相当に進んでおり、家の中にはほぼごみ屋敷状態ということでした。実は相続登記もまだ終わっておらず、家を売るには測量費も必要で、家

の傷み具合から、解体や片づけの費用も捻出しないと売却できないということが事前の簡易査定で分かりました。

そこで、当方の相談に来ている弁護士さんとも協議しまして、不動産会社に自宅を訪問してもらって相談をするという道を選択しました。結果、測量費や解体費用、片づけ費用は免除、転居費用は確保していただいて業者が買取り、司法書士さんには相続登記の費用について全て立替えていただいて、自宅の決済のときまで待ってもらえることとなりました。

実は相続登記にも壁がありまして、もう一人の相続人であるお姉さんとは長らく絶縁状態で、今回相談中、何回も相談者がお姉さんに連絡を取ったのですが、全く相手にしてもらえませんでした。そこで、自立が中に入ってお姉さんへ連絡を取ったところ、ようやく司法書士さんにもつながって、相続登記に着手することができたという状況です。

初めはサービス付き高齢者住宅の入居を拒んでいましたが、地域包括支援センターの相談員さんの丁寧な伴走と見学によって、入居のほうも決意し、今は引っ越しの準備をしているという状況でございます。引っ越し後は、生活保護の申請をして、弁護士さんに自己破産の相談をする予定です。

続きまして、右側の事例②を御覧ください。こちらは、生活サポート基金の独自融資であります売却前提つなぎ融資を御紹介した事例でございます。

50代の男性で、障害年金、B型就労の通所者です。それから、80代で年金受給のお母様と二人暮らし。こちらの方は、自立の紹介で来所されました。若くして脳梗塞を発症し、現在、身体障害2級です。亡くなったお父さんの名義のままの戸建てにお母様と同居されています。現在、借金は既に債務整理をした後で、ありません。

収入が下がってしまったために、生活がままならなくなってしまったという御相談でした。そんな中、お母様も2か月前に脳梗塞で入院をされまして、もともと人工透析で身体障害1級の方だったのですが、脳梗塞の治療が終わって退院をした後は施設入所を考えておりますが、現在入院中の病院の費用も、今度入所したい施設の入所費用も払うことができないという状況でした。また、お母様も御本人も装具が必要だが、お金がないということでした。

そこで、自宅を売却して、お母様は施設入居、御自分は賃貸住宅への転居をしたいという御希望から、生活サポート基金のつなぎ融資を御提案して、お申込みをいただきました。

相続の手続には、お母様の入院先まで関係者が訪問して着手することができ、転居先に

つきましては、自立の支援でアパートが見つかり、転居することができたという状況です。

また、家の片づけについては、生活サポート基金が日頃連携しております、寄り添いながら片づけを実施してくださる業者を紹介し、片づけることができました。

売却前提融資につきましては、売却するまでのこれらの必要な資金を貸付けして、売却の決済時に全て返していただくという、大体6か月ぐらいの短期の融資を行っているもので、自宅は持ちながら、それを清算して立て直すにもお金がないという方の相談が、最近大変に自立相談支援窓口の紹介で増えているという状況です。

以上でございます。ありがとうございました。

○新内部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの議題1から3までの報告につきまして、御意見、御質問などございましたら、よろしくお願ひいたします。御発言の方は挙手をして発言をお願いいたします。

では、東京労働者福祉協議会の内村委員、お願ひいたします。

○内村委員 東京労福協の内村でございます。

今の清原さんの説明、ありがとうございました。いろいろ勉強になりました。

資料3の説明の中で、「2 若年層は他の年代に比べて、浪費により借金が膨らむ例が多く見られる」という表3の中に、借入の動機として、複数回答で、遊興費とかギャンブルとありますが、例えば家賃だとか、住宅確保といった場合の動機はどこに入るのかということことです。

実は、私ども労働者福祉協議会では、若者の奨学金の問題ですとか、あるいは大学の高等教育費がどんどん高くなってきていることに併せて、最近、家賃がどんどん上がっているのので、住宅のセーフティーネットをしっかりとっていく必要があると思っています。そうしないと、例えばここは東京ですけれども、東京は全国の中でも大学がすごく多くて、地方から東京に出てきて大学に通うにしても、ここ数年、どんどん家賃が上がって、恐らくこれからもどんどん上がっていくと思います。生活をしていく上で、住居を確保するのが非常に大変になってきている。あるいはその後、大学を卒業しても、住居がないと就職もできません。住所を書く欄がなくなってしまうので。

そんなところも含めて、今いろいろと運動を進めているところなのですが、特に若者の動機のところ、そういった家賃を払うためとか、あるいは確保するためというのは、表のどこに入るのかという質問でございます。

○清原オブザーバー では、お答えしてよろしいでしょうか。

おっしゃるように、家賃が非常に高騰しておりまして、家計の相談をしていると、とても問題だなということは感じております。もともと若い方だけではなくて、転居費用、前家賃を払うところで借金をする方は、ずっと、とても多いです。一度に例えば敷金と前家賃と保証料なども払わなければいけないので、何十万というお金が必要になってくるわけですが、そこはいつも借入れ動機のところ、転居費用については「その他」でカウントしていることが多いと思います。

また、家賃を払うために借金をしたというのは、お金に色がついていないので、結局は家計費の補助という形で、真ん中辺にある「家計補助・低収入」とか、ちょうどそのときに収入が減っていれば「収入減少・失業」とか、そういったところで振り分けている状況ですが、問題意識としては、やはり若い方も含めて、非常に家賃の高騰が生活を圧迫しているなということは感じております。同じところにながら家賃が上がったという話も、相談の中では聞いております。

以上です。

○内村委員 ありがとうございます。

○新内部会長 そのほか、御質問、御意見などはいかがでしょう。

では、東京都社会福祉協議会の垂水委員、お願いします。

○垂水委員 東京都社会福祉協議会の垂水でございます。

貴重な御報告をいただきまして、ありがとうございます。

ターゲットとしましては、金銭的な困窮をされている方々がターゲットになると思いますけれども、実際のお困りになった方というのは、お金の問題さえ解決すれば何とかなるだろうという気持ちで御相談いただく方が多いのだろうと推測します。一方で、経済的な困窮に至る前の段階で、いろいろな課題を背景としては持っているのが普通だと思います。相談に当たっては、真実、本当のことを伝えていただかなければ、きちんとした助言というのはなかなか難しいと思います。ただ、御本人としては、恥ずかしいことはあまりしゃべりたくないという考え方を持つのがごく普通だと思います。信頼をされるための工夫といたしますか、どうしたら真実を引き出すことができるのか、より寄り添った支援をしていくことができるのか、そこら辺の工夫について、何か御助言いただけると助かります。よろしく願いいたします。

○新内部会長 では、清原オブザーバー、よろしいですか。

○清原オブザーバー ありがとうございます。

私たちの相談窓口は全て予約制になっておりまして、どんなことを聞きますよということをお伝えして準備していただくのですね。例えば、給料明細を持ってきてくださいとか、電気・ガス・水道などの金額について聞くので、分かるようにメモにしておいてくださいとか、借金に関する資料を持ってきてくださいということをお案内して、当日は、1人2時間の枠を取ってお話をじっくり伺っています。最近の傾向としては困難事例が増えていきますので、3時間ぐらいかかる方も少なくないという状況です。

やはり必ずお金の問題は解決するということとか、御本人のありのままの姿を否定しないというところが、とても重要ではないかなと思っております。御本人様自身の人生ですので、その方がどうしたいのか、自分らしく生きていくにはどういう方向性があるのかということについて、私たちが相談員の価値観は挟まずに、平らかな気持ちで御本人に寄り添って相談を進めるということが、何か精神論みたいですがけれども、大変重要であるということ。

それから、お金の問題については、本当に割り切って、とんとんと現実、現状を把握して、これを改善するにはこういう方法があったり、こういう方法があったりして、そうするとこういう解決策が見つかるということをお示しすることが、御相談者さんとの信頼関係の構築にはとても役立っているかなと思います。ありがとうございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

では、次の議題に移ってよろしいでしょうか。また何かありましたら、最後に意見交換もありますので、お願いいたします。

では、次の議題4の「多重債務問題に関する研修の実施結果について」、小林委員より御説明をお願いします。

○小林委員 それでは、資料4を御覧ください。令和7年度多重債務問題に関する研修の実施結果について御説明いたします。

この研修につきましては、各種相談窓口の職員の方が、日頃から住民と接する中で、多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに、事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

研修は、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しておりまして、新任向け研修は、オンライン開催として、第1回を6月27日に、第2回を12月9日に開催し、合計216名の方に御参加いただきました。経験者向けの研修は、ワークがあることから集合開催と

しまして、第1回を7月、第2回を1月に開催し、合計で113名の方に御参加いただきました。

資料右側の研修の内容を御覧ください。新任向け第1回の研修では、信和法律事務所の木本弁護士から、第2回の研修では、ひぐらし法律相談事務所の山川弁護士から、多重債務問題とその解決方法について、制度を中心に御解説をいただきましたほか、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策事業といった東京都の取組について情報提供を行っております。

その下に記載がございます経験者向けの研修のほうでございますけれども、マザーバード法律事務所の工藤弁護士から、最近の多重債務問題について、様々な事例を御解説いただきました。また、法テラス東京より、法テラスが行っております事業の紹介と、法テラスに相談する場合の手続について御説明をいただきました。その後に、生活再生相談窓口の相談員が講師となり、具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討するというグループワークを実施いたしました。

下の受講者のアンケート結果でございますが、アンケートは「とても参考になった」から「参考にならなかった」までの4つの選択肢を設けて行っておりますけれども、どの講義も「とても参考になった」、「参考になった」が合わせて9割以上と高評価をいただいております。

御意見・御感想の一部を御紹介いたしますと、資料左側の新任職員向け第1回の研修では、1の枠の1つ目にありますとおり、解決方法のメリット・デメリット、相談者へのアプローチに幅ができた。事例で具体的な対応方法を学べた点がよかったや、その下の枠の最後の感想になりますけれども、多重債務問題と自殺対策が大きく関係していることを改めて認識することができたといった感想もあり、自殺対策事業との関連についても理解を深めていただく研修となりました。

右側に移りまして、第1回経験者向け研修の意見・感想でございます。一番上の枠でございますが、後払いサービスなどの決済手段が多重債務を助長していることを知り、参考になった。中段の枠の1つ目でございますが、法テラスを利用できる詳細な要件が分かり参考になった。相談者の資力を見ながら参考にしていきたい。また、一番下の枠の最後ですが、債務整理のそれぞれのメリット・デメリットがあり、相談者の個々の状況や意向により検討するための詳細な内容が理解できた。グループワークでいろいろな意見が伺えたので、今後、幅広い御案内ができそうだなどの感想をいただいております。かなり受講

生にとって有意義な研修となったのではないかと考えております。

2枚目につきましては、新任職員向け、経験者向け、第2回のアンケート結果でございますので、後ほど御覧いただければと考えております。

本研修が、今後、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見・早期支援、そして、連携の促進に活用していただけることを期待しております。

説明は以上でございます。

○新内部会長 では、ただいまの報告につきまして、御意見、御質問などありましたら、よろしく願いいたします。

御質問はよろしいですかね。

では、次の議題に移らせていただきます。

最後になりますが、意見交換に入りたいと思います。これまでの報告を踏まえまして、全体で御意見、御質問などがございましたら、お願いいたします。

なさそうでしたら、冒頭申し上げたように委員の皆様から御報告などをいただければと考えておりますが、まず、全体を通じた御意見、御質問はいかがでしょうか。

では、生田委員、お願いいたします。

○生田委員 法テラスの利用について御説明さしあげる場を設けていただいて、どうもありがとうございました。法テラス、全国的には全体で年間10万件ぐらいの法律相談を行っているのですけれども、報告の中にもありましたが、令和2年、コロナに入った頃というのは、多重債務の相談の占める割合が大体37%台だったのですけれども、前年度は47%台ということで、10ポイントぐらい上がっております。そういう意味では、多重債務の相談のニーズというのは非常にあるのだろうとっておりますので、今後とも、特に資力に乏しい方の相談については、連携を取らせていただいて、御紹介などもいただければありがたいとっております。

以上でございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

また法テラスさんとも連携を進めて、御協力いただければと思います。

では、各委員の皆様から、それぞれ御所属での最近の取組状況ですとか、本日の感想でも構いませんので、御発言、御報告をいただきたいと思っております。

委員名簿の後半にあります東京都の所属については、都庁のいろいろな関係部署の所属が入っておりますので、時間の関係ですみませんが、特に発言されたいという委員がいら

っしやれば別ですけれども、東京都以外の委員の御発言をいただければと思います。

名簿順に一番上から、松原委員から御発言いただけますでしょうか。

○松原委員 東京弁護士会の法律相談センターの副委員長をやっております、弁護士の松原と申します。

取組としては、やはり日々の相談だったりはそのですけども、私も相談に入ることもあるのですが、その際に、クレサラ案件だけではなくて、そこから発展して、結局、借入れがどんどんできなくなっていってしまうことから、最終的にはヤミ金に行ってしまったとか、ヤミ金にとどまらず、今度は闇バイトというような、犯罪にまで手を染めていってしまうという事例なんかも見たりします。

なので、先ほどの清原相談員の取組事例を聞いていて、とてもきめ細やかで寄り添った活動をされていることを知り、そういう活動こそが最終的には犯罪の抑止などにもつながるのだなと思い、日々の相談業務の大切さをとても実感いたしました。

以上です。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会弁護士の田中です。

本日は、様々な制度の説明等、ありがとうございました。弁護士会としては、先ほどの松原先生もそうですが、東京三会のほうで法律相談事業をやっておりまして、その中で多重債務の相談を受けるというのが一番、弁護士として関わっているところです。

弁護士会としては、啓蒙活動等までは、参画するマンパワー等が不足しているため、やれておりませんが、法律相談を受ける中でも、推し活などといったような浪費の新しいスタイルというのが多くなっているようなイメージはあります。我々弁護士からは、破産等に当たっては、免責という制度に関わる形で、必要以上にお金を使わないにしよう、など指導することはできるのですが、弁護士だけでは根本的な解決まで導けるものではないと思っております、やはり精神福祉等の専門家のルートなどの助けがあれば、より何とかなるのではないかと、等々詳しくないことはまだまだ多いのですが、そういう様々な手法の勉強も、いろいろなところを通じてやっていきたいと思っております。その際はよろしくお願いいたします。

以上です。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 ありがとうございます。

東京司法書士会も多重債務の相談窓口がございまして、ただ、あまり件数が増加しているということではなくて、特にずっと横ばいのままで推移していると聞いております。

あとは、司法書士会館は四谷にあるのですけれども、そちらでやっている面談の相談窓口のほかに、こちらのほうから更生施設、緊急一時保護センター、要は住居がない方が一時的に自立までのつなぎで暮らす、共同生活を送る施設のほうに出前相談を行っております。こちらで多重債務の相談をかなりお受けしております。

傾向としては、ちょっと若い人が増えてきたなというのと、あと結構、コロナ以降、前と比べると、破産をするのにこういう書類が必要ですよと言うと、普通にちゃんと用意してくる方が増えたなど。昔は、書類を用意して、これとこれが必要ですよと言っても、それっきり連絡が来なくなってしまったり、知らない間に施設からいなくなってしまったりする方が多かったのですけれども、真面目な方が増えたという言い方が正しいのかどうか分からないのですが、2週間以内にこれを用意してくださいと言うと、ぴしっと用意して、ぴしっと領収書等もそろえてくる方が結構増えております。逆に言うと、そういう真面目な方でも、ちょっとしたボタンのかけ違いで、住居がなくなってしまうような状況になっているのかなというふうに、ちょっと日々感じているところでございます。

以上です。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、生田委員、また何かございましたらお願いいたします。

○生田委員 いや、私はもう大丈夫です。ありがとうございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、東京労働者福祉協議会の内村委員、お願いいたします。

○内村委員 内村です。

東京労働者福祉協議会として取り組んでいることは、先ほどちょっと口頭で説明をさせていただきました。もう一点、気がついたというか、やっていかなければいけないと思ったのは、これは多重債務の生活再建部会なので、どうやって多重債務にならないかということよりも、もう既になった人をどうするというほうがメインではないかと思うのですが、ギャンブルでは返せませんということをやちゃんとやらないといけない。宝くじとかギャンブルとか、抱えた借金は一気に返せないよということを知ってもらうことが大

事なのではないか。ギャンブルは楽しいかもしれないですけども、そのためにはしっかりこつこつと働いて、誰かが助けてくれるというふうには思わず、やはり自分が真面目に働くということ、これは学校の教育の中でもしっかり教えていかなければいけないのではないかと改めて思いました。

ありがとうございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、垂水委員、よろしくお願いいたします。

○垂水委員 東京都社会福祉協議会の垂水でございます。

私どもでトピックスになるのは、どうしてもコロナの関係の特例貸付が話題の中心になってまいります。債務整理の関係で受任の通知をたくさんの方からいただいて、そのままスムーズに進む場合もありますけれども、状況が分からないままの場合もあります。最近では、弁護士さんに対して、この案件は今どうなっていますかということをお問合せするような取組、細かく確認をする作業も行っているところです。

住民税非課税の方につきましては、返済を免除する仕組みになっているわけなのですが、その手続をしてくださらない方、何の反応も示さない方もいらっしゃいます。一方で、返せるのに返さないという方もいらっしゃいます。もともと特例貸付に当たっては、生活福祉資金は本来は相談支援をしながら貸付けを行っていくということなのですが、この特例貸付につきましては、書類だけで審査を行ったということもありますので、困り具合が分からない、何で困っているのかが分からない、そんな状況になります。

今もなお経済的に困窮をされている、生活の立て直しに苦勞されている方々はたくさんいらっしゃいます。私たち社会福祉協議会としましては、最初につながるができなかったもので、今の時点でもう一度つながり直す。今困っていることは何でしょうかと、そういう取組を私ども、それから区市町村の社会福祉協議会でつながり直して、困ったときには社協に相談をしてくださいということで、立て直しに向けて取組を重ねている、そんな状況でございます。

私からは以上でございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

では、山岸委員、よろしくお願いいたします。

○山岸委員 東京都民生児童委員連合会の山岸でございます。

本日は、専門家の方々のお話を聞かせていただいて、とても勉強になりました。今回初

めてこの会議に参加させていただいたのですが、多重債務に実際に関わることはないに等しいような感じで、ただ、私たちは地元で民生委員として、生活資金を貸し付ける方だったり、教育資金を貸していただきたいという方だったり、そういう方とはお会いして、お話を聞くことがあったりするわけです。生活にちょっと困っている方にフードバンクを御紹介して、食料を手当てさせていただいたり、そういうちょっと地道な感じで、今日は本当に専門家の方たちのいろいろな、そんな形でやっておられるのだということがすごく勉強になりました。

ただ1つ、児童のところで、私たちは児童委員で18歳までなのですがけれども、その後の若者たちがいろいろな多重債務に関わっているというところで、どういうふうに私たちがそこら辺に関係を持っていけるのかなと、ちょっと今日は考えさせていただいたところ
です。

本日はありがとうございました。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 日本クレジットカウンセリング協会の米澤でございます。

本日はどうもありがとうございました。先ほど清原さんの御報告をお聞きまして、自宅の片づけや売却といったことまで関わって、非常に難しい案件に真摯に取り組んでおられることに改めて感銘を受けた次第です。

私どもの協会へも若い人の相談は増えていまして、特に男性で増えていきますので、どういったことが原因なのかも含めて注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○新内部会長 ありがとうございます。

続きまして、大北委員、お願いできますでしょうか。

○大北委員 足立区の福祉まると相談課長の大北と申します。

今日はありがとうございました。私ども、もともと令和5年までは生活困窮者の窓口としてやっていたところを、昨年度から、まると相談という形で看板をかけ替えさせていただいて、展開しております。相談傾向として、若い方の相談もまると相談となってから増えている中で、「AIに聞いたらまると相談に行けと言われてました」のような、そんな方々が結構多くいて、やはり今までのチラシとか、ポスターを見てとかではなくて、AIに聞いて、まずは来てみましたみたいな、時代の流れだなというところでも感じていま

す。

そんな中で、お話にもあった同行の支援がやはり増えていて、この間も日本クレジットカウンセリング協会さんに、当課の職員が同行してお連れしたケースもあるのです。1人ではちょっと行くのが不安だから一緒に来てというところで、なかなか頼れる大人の存在というのですかね。家族にも相談できないし、ほかのところに行けなくて、でも、何とかしたいから一緒に来てほしいみたいな、そんなところが何となくこの2年増えてきたなと思っています。そういったところの、相談したいけれども1人で行けないという不安にも寄り添いながら、一自治体としてはやっていきたいと思っております。

以上になります。

○新内部会長 ありがとうございます。

では、小俣委員、いらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○小俣委員 八王子市の生活自立支援課、小俣でございます。

本日は、丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。感想のようになるのですが、相談窓口実績の御説明と同様に、本市におきましても、生活困窮者相談はここ5年ほどで件数が倍になっています。20代から男女問わず、非常に多くの方がいらしてございまして、やはり傾向としては、メンタル疾患を患っている方ですとか、多重債務とまでは至らないにしても、何かしらの負債を抱えているような方、家族関係が非常に弱いという状況の方が多くなってございます。

そういった中で、今日のお話も参考に、引き続き、早期支援ですとか、また、予防といったことをキーワードに考えていけたらと思っております。引き続き、皆様、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

では、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 瑞穂町の福祉課長の青木でございます。

当町では、多重債務というよりは、生活困窮全般について御説明をしたいと思うのですが、当町は、島嶼部を除く多摩地域26市3町1村、合計30市町村でございますけれども、その中でも大規模な公営住宅があるということもございまして、生活保護率が4番目に高い地域となっております。多摩地域の埼玉県との県境のいわゆる北辺部の自治体は、生活保護率が高い自治体が多い地域となっております。

当町は、福祉事務所未設置でありまして、都の西多摩福祉事務所におきまして、生保業

務や生活困窮者自立支援法の業務を行っていただいておりますが、生保制度の他法他施策、補足性の原則によって、当町への福祉の依存度も高い地域であります。平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されてからは、正味の保護率は実質的には下がっていることは数字上で表れております。ただし、保護率の高さでは依然として多摩地域で4番目に高い地域となっております。ひとり親家庭も多いほか、処遇困難事例が多い地域であります。

近年では、生活福祉資金の教育支援資金の件数が多いほか、都の受験生チャレンジ事業の貸付なども件数が伸びております。今後も関係機関と連携をして、生活困窮者等の対応に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新内部会長 ありがとうございます。

それでは、東京都の委員の中で特に御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。

特段よろしいですかね。

すみません。本来でしたら全員の委員の方の御発言をお願いしたいところですが、時間の関係もありますので、以上とさせていただきます。

本日予定していた議事は以上となりますけれども、この間、各委員から御発言がありましたように、状況が変化をしているというのは、実際に支援の現場で当たられている皆様方から報告いただいたとおりかと思っておりますので、そういったところもきちんと皆さんと共有をして、状況の変化、ニーズの変化に各機関がきちんと対応できるように、本日のような会議も活用していただきながら、連携を深めて多重債務相談に取り組んでいきたいと考えております。

本日の会議はこれで終了となりますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところを御参加いただきまして、ありがとうございました。

では、以上で終了とさせていただきます。

午前11時15分閉会